



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 1 月 30 日 (木曜日) 第 581 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (") 2

○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 5 条の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 2

○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 7 条、第 11 条及び第 15 条の規定に基づき知事が定める数…………… (") 2

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第 9 条第 8 項、第 10 条第 6 項及び第 11 条第 6

項の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 3

○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 3

○漁船損害等補償法に基づく発起人の届出…………… (漁業管理課) 3

○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 4

○道路の供用の開始…………… (") 5

○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 5

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (") 5

○土砂災害警戒区域の指定…………… (") 6

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 6

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 7

○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 7

選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 7

○資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 9

雑 報

○令和 6 年度行政書士試験の合格者について…………… 10

規 則

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 1 号

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第 1 条 旅館業法施行細則 (昭和 61 年宮崎県規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2 (第 6 条関係)			別表第 2 (第 6 条関係)		
事項	基準	検査方法	事項	基準	検査方法
[略]			[略]		
3 大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸及びガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)	[略]		3 大腸菌	[略]	
[略]			[略]		

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 2 条 公衆浴場法施行細則（昭和61年宮崎県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2（第 7 条関係）			別表第 2（第 7 条関係）		
事項	基準	検査方法	事項	基準	検査方法
[略]			[略]		
3 大腸菌群（グ ラム陰性の無芽 胞性の桿菌であ って、乳糖を分 解して酸及びガ スを形成する全 ての好気性又は 通性嫌気性の菌 をいう。）	[略]		3 大腸菌	[略]	
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら調剤薬局 都城店	都城市大王町26街区15 号	令和 6 年12月 1 日
ファーマライズ薬 局都城店	都城市年見町23号 2 番 地	令和 6 年12月 2 日
トリム薬局 都城 店	都城市年見町24号 4 番 地	令和 6 年12月 2 日
しおはまクリニッ ク	延岡市塩浜町 4 - 1717 - 68	令和 7 年 1 月 6 日
山下医院	東諸県郡国富町大字本 庄4849番地	令和 6 年12月 1 日

宮崎県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら調剤薬局 都城店	都城市大王町26街区15 号	令和 6 年11月30日
四倉歯科医院	延岡市安賀多町 3 丁目 1 番地 2	令和 6 年11月 6 日
みずは薬局	延岡市川島町1645番地 1	令和 6 年11月30日
山下医院	東諸県郡国富町本庄40 33番地	令和 6 年11月30日

宮崎県告示第40号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和 7 年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 5 条の規定に基づき知事が定める数（平成30年宮崎県告示第 238号）は、令和 7 年 3 月31日限り、廃止する。

令和 7 年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

条例第 5 条の知事が定める数は、0.7とする。

宮崎県告示第41号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）第 7 条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和 7 年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 7 条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数（令和 6 年宮崎県告示第48号）は、令和 7 年 3 月31日限り、廃止する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 条例第 7 条の知事が定める数は、0.7615568832910とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7608121807198とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8302086395973とする。

宮崎県告示第42号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和7年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数（令和6年宮崎県告示第49号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 算定政令第9条第8項の知事が定める数は、0.9701155538382とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.99999998212とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.999999944455とする。

宮崎県告示第44号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年1月30日から同年2月14日まで法第113条第1項の規定による申出をする漁業協同組合において縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

発起人の住所及び氏名	加入区	法第 113条第 1 項の申出をする漁業協同組合
延岡市北浦町宮野浦 401番地 延岡市北浦町市振1122番地 1 延岡市北浦町古江3146番地 9	株式会社カネヲト 有限会社申栄丸水産 有限会社澤勝水産	北浦加入区 北浦漁業協同組合
延岡市島浦町 721番地 延岡市島浦町14番地13 延岡市島浦町 681番地	有限会社春日丸 有限会社木下水産 株式会社古谷水産	島浦町加入区 島浦町漁業協同組合
延岡市浦城町 8 番地 9 延岡市安井町1301番地 4 延岡市安井町1287番地 1	後藤博文 磯谷和長 浅井良賢	浦城加入区 延岡市漁業協同組合
延岡市方財町 124番地 延岡市方財町 215番地15 延岡市神戸町 1 番地イ号	株式会社日高水産 有限会社菊原水産 島田幸紀	延岡加入区 延岡漁業協同組合
延岡市妙見町3964番地 6 延岡市鯛名町 422番地16 延岡市土々呂町 4 丁目4229番地 1	有限会社櫻井海産 二見 清 花岡正岳	土々呂加入区 延岡市漁業協同組合
東臼杵郡門川町庵川西 6 丁目42番地 東臼杵郡門川町庵川西 5 丁目32番地 東臼杵郡門川町庵川西 4 丁目20番地	三野幸一 小林逸己 黒木浩史	庵川加入区 庵川漁業協同組合
東臼杵郡門川町大字門川尾末8928番地 東臼杵郡門川町大字門川尾末8017番地 1 東臼杵郡門川町大字門川尾末1467番地 1	黒木 巧 黒木俊二 神戸光一	門川加入区 門川漁業協同組合

宮崎県告示第43号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字尾藪 4029・4032（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

日向市大字細島 962番地 2 日向市大字日知屋 15717 日向市大字細島 806番地 2	有限会社神代丸水産 坂口修一 高田一人	日向市加入区	日向市漁業協同組合
児湯郡都農町大字川北3748番地13 児湯郡都農町大字川北3774番地 2 児湯郡都農町大字川北3689番地 9	金谷正文 黒川忠雄 橋本 剛	都農町加入区	都農町漁業協同組合
児湯郡川南町大字川南 17432番地 5 児湯郡川南町大字平田5052番地31 児湯郡川南町大字川南 17565番地24	原田英夫 佐坂隆盛 山田幸夫	川南町加入区	川南町漁業協同組合
宮崎市佐土原町下田島6391番地 2 児湯郡新富町大字新田 17450番地 児湯郡新富町大字日置1605番地 4	清 範夫 佐々木幸一 大西重美	富田加入区	新富町漁業協同組合
宮崎市佐土原町下田島 20444番地 5 県営ひかりヶ丘 C 団地 7 棟 1 号 宮崎市佐土原町大字下田島 11713番地口 児湯郡新富町大字三納代2535番地	長友由利男 斎藤 保 金丸勝司		一ツ瀬漁業協同組合
宮崎市大島町平原 981番地 3 宮崎市大字赤江 409市営住宅 169-6 宮崎市日ノ出町41の 9	川中善雄 中野浩二 稲垣今朝二	宮崎加入区	憶浜漁業協同組合
宮崎市高洲町 1 の 2 宮崎市恒久 5 丁目 1 番地 3 宮崎市小戸町50番地	憶第一漁業生産組合 砂地義春 日高重広		宮崎漁業協同組合
宮崎市青島 3 丁目 6 番16号 宮崎市青島 3 丁目17番14号 宮崎市大字内海1070番地 2	矢部廣一 宮本良和 高城洋一	宮崎市加入区	宮崎市漁業協同組合
日南市油津三丁目11番21号 日南市大堂津四丁目 4 番32号 日南市大字宮浦 587番地	有限会社ハンエイ 株式会社浜上水産 外山和徳	日南市加入区	日南市漁業協同組合
日南市南郷町中村乙4692番地 日南市南郷町中村乙4614番地 日南市南郷町中村乙5547番地23	株式会社向進水産 有限会社新堀水産 日野正和	南郷加入区	南郷漁業協同組合
日南市南郷町中村乙3949番地32 日南市南郷町中村乙4035番地	安藤敏雄 松岡照彦	栄松加入区	栄松漁業協同組合
日南市南郷町賛波3373番地 1 号室 日南市南郷町潟上 117番地 日南市南郷町潟上67番地 8	原 尚太 寶地義隆 澤田由也	外浦加入区	外浦漁業協同組合
串間市大字都井1733番地 串間市大字都井5187番地 1 串間市大字都井5186番地	江川正彦 村中政興 河野忠重	串間東加入区	串間市東漁業協同組合
串間市大字北方6167番地 串間市大字高松1091番地 串間市大字崎田 423番地の 2	山本文雄 吉野志朗 山崎美佐子	串間市加入区	串間市漁業協同組合

宮崎県告示第45号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 1 月 30 日から同年 2 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土	延岡市上三	旧	14.1~	49.4

	々呂線	輪町2396番 2地先から 同市同町23 96番2地先 まで	新	32.2 26.3~ 40.7	49.4
--	-----	--	---	-----------------------	------

宮崎県告示第46号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 1 月 30 日から同年 2 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字竹野3252 番2地先か ら同郡同町 同大字同字 3252番2地 先まで	旧	4.4～ 5.3	13.1
				新	4.8～ 7.6	13.1

宮崎県告示第47号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 1 月 30 日から同年 2 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
441	県道	一氏西 方線	串間市大字 一氏字矢床 2797番5地 先から同市 大字大平字 後原6469番 12地先まで	旧	10.9～ 58.7	654.0
				新	5.1～ 27.0	654.0

宮崎県告示第48号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 1 月 30 日から同年 2 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字竹野3252 番2地先か ら同郡同町 同大字同字 3252番2地 先まで	令和 7 年 1 月 30 日

先まで

宮崎県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 342号、平成26年宮崎県告示第 328号、平成30年宮崎県告示第 424号、令和 2 年宮崎県告示第90号、令和 3 年宮崎県告示第 968号、令和 6 年宮崎県告示第 257号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	鳥 越	I - 1 - 0170	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	追 手	I - 1 - 0134	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	野 間 口	I - 1 - 3066	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	坂 谷	I - 1 - 3064	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳 町 - 1	II - 1 - 4100	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大 塚 - 2	II - 2 - 0009	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	浮 田 - 2	I - 1 - 0037	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	山ノ城 3 - 新①	II - 1 - 4207 - 新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	東 十	I - 1 - 0143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 343号、平成26年宮崎県告示第 329号、平成30年宮崎県告示第 425号、令和 2 年宮崎県告示第91号、令和 3 年宮崎県告示第 971号、令和 6 年宮崎県告示第 259号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	鳥 越	I-1-0170	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	追 手	I-1-0134	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	野 間 口	I-1-3066	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	坂 谷	I-1-3064	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳 町 - 1	II-1-4100	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大 塚 - 2	II-2-0009	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	浮 田 - 2	I-1-0037	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	山ノ城3-新①	II-1-4207-新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	東 十	I-1-0143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第51号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	鳥 越	I-1-0170	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	追 手	I-1-0134	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	野 間 口	I-1-3066	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	坂 谷	I-1-3064	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳 町 - 1	II-1-4100	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳町-1-新①	II-1-4100-新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳町-1-新②	II-1-4100-新②	急傾斜地の崩壊

宮 崎 市	柳町-1-新③	II-1-4100-新③	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳町-1-新④	II-1-4100-新④	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大 塚 - 2	II-2-0009	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	浮 田 - 2	I-1-0037	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	山ノ城3-新①	II-1-4207-新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	東 十	I-1-0143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第52号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	鳥 越	I-1-0170	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	追 手	I-1-0134	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	野 間 口	I-1-3066	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	坂 谷	I-1-3064	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳 町 - 1	II-1-4100	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳町-1-新①	II-1-4100-新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	柳町-1-新④	II-1-4100-新④	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大 塚 - 2	II-2-0009	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	浮 田 - 2	I-1-0037	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	山ノ城3-新①	II-1-4207-新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	東 十	I-1-0143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役社長 工藤真樹
東京都中央区銀座8丁目13番1号
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田祐司
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役社長 中川伊正
- 変更の年月日
令和6年5月24日
- 変更する理由
小売業を行う法人の株主総会における代表取締役の交代
- 届出年月日
令和6年12月23日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和7年1月30日から令和7年5月30日まで
- 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間

1 設立届

○政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県東諸県郡第二支部	渡辺正剛	金丸宏明	東諸県郡国富町大字木脇4971	令和6年12月13日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

令和7年1月30日から令和7年5月30日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和7年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

田野都市計画道路

(2) 名称

3・6・2号田野駅前通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市田野町中ノ原甲の一部

(2) 削除する部分

宮崎市田野町中ノ原甲の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課及び宮崎市田野総合支所農林建設課

(2) 期間

令和7年1月30日から令和7年2月13日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井戸川紀代子後援会	井戸川 紀代子	井戸川 秀 喜	東諸県郡国富町大字八代北保 215番地	令和6年11月28日
川南町の議会解散問題を考える会	中 嶋 武 光	富 永 眞 澄	児湯郡川南町大字平田1479	令和7年1月8日
谷村ひろつぐ後援会	谷 村 裕 二	谷 村 裕 二	児湯郡川南町大字川南 13637番地 1	令和7年1月15日
永友美智子後援会	永 友 美智子	永 友 美智子	児湯郡川南町大字川南1170-1045	令和7年1月20日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県理容支部	林 田 秀 光	代 表 者	林 田 秀 光	大 田 川 博 明	令和6年5月13日
		会 計 責 任 者	清 武 裕 治	林 田 秀 光	
自由民主党清武支部	野 崎 幸 士	会 計 責 任 者	池 田 靖 洋	平 松 成 人	令和6年7月1日
参政党宮崎県支部連合会	滋 井 邦 晃	会 計 責 任 者	横 堀 仁 志	藏 元 祐 二	令和6年11月18日
自由民主党三股支部	堀 内 義 郎	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町大字樺山450番地1	北諸県郡三股町蓼池3597	令和6年11月18日
		代 表 者	堀 内 義 郎	堀 内 和 義	
公明党宮崎第一総支部	上 野 悦 男	主たる事務所の所在地	宮崎市新別府町前浜1401-20	宮崎市高岡町下倉永1200-93	令和6年11月24日
		代 表 者	上 野 悦 男	島 田 健 一	
日本維新の会衆議院宮崎県第1選挙区支部	外 山 齋	主たる事務所の所在地	宮崎市大字赤江33番地宮崎空港ゴルフセンター内	宮崎市中村西2丁目5-12吉田ビル1階	令和6年11月29日
自由民主党日之影町支部	甲 斐 睦 彦	主たる事務所の所在地	西臼杵郡日之影町大字岩井川1695番地	西臼杵郡日之影町大字七折 11564番地	令和6年12月6日
		代 表 者	甲 斐 睦 彦	一 水 輝 明	
		会 計 責 任 者	小 谷 幸 治	小 川 輝 久	
自由民主党諸塚村支部	中 田 政 雄	会 計 責 任 者	甲 斐 秀 樹	甲 斐 光 徳	令和6年12月10日
自由民主党宮崎県ときわ会支部	小 池 洋 輝	主たる事務所の所在地	宮崎市広島二丁目11-11アミュプラザみやざきやま館6F	宮崎市清武町木原5573	令和6年12月19日
		代 表 者	小 池 洋 輝	櫛 間 幸 徳	
		会 計 責 任 者	仙 頭 洋 和	尾 上 淳 一	
自由民主党佐土原支部	今 田 裕 信	主たる事務所の所在地	宮崎市佐土原町上田島1645-6	宮崎市佐土原町上田島3842	令和6年12月23日
		代 表 者	今 田 裕 信	横 田 照 夫	
		会 計 責 任 者	西 岡 昇 司	今 田 裕 信	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮崎県理政会	林 田 秀 光	代 表 者	林 田 秀 光	大 田 川 博 明	令和6年 5月13日
		会 計 責 任 者	清 武 裕 治	林 田 秀 光	
こみかど綾後援会	長 友 綾	主たる事務所の所在地	延岡市瀬之口町2-2-6	延岡市船倉町1-2-5 エイルヴィラ城山東パークアベニュー1102	令和6年 11月18日
日本臨床検査技師連盟 宮崎県支部	寺 原 孝 弘	主たる事務所の所在地	東臼杵郡門川町大字川内 2077-1	宮崎市柳丸町56番地1コ アマンション江平Ⅱ 502 号	令和6年 12月9日
		代 表 者	寺 原 孝 弘	奥 野 吉 克	
		会 計 責 任 者	川 上 恵	寺 原 孝 弘	
豊かなひゅうがのふる さを考える会	西 村 豪 武	政 治 団 体 の 名 称	豊かなひゅうがのふるさ とを考える会	西村おさむ後援会	令和6年 12月22日
		代 表 者	西 村 豪 武	甲 斐 敏 明	
		会 計 責 任 者	西 村 豪 武	荻 山 智 子	
いつきの会	外 山 齋	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1 号かつ第2号に係る国会 議員関係政治団体	令和6年 12月23日
斎山会	外 山 齋	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1 号かつ第2号に係る国会 議員関係政治団体	令和6年 12月23日
日本第一党宮崎県本部	下 稲 大 助	主たる事務所の所在地	都城市年見町34-6-2 コーポ香 206	都城市年見町34-6コー ポ香 206	令和6年 12月31日
宮崎県理学療法士連盟	中 田 洋 輔	代 表 者	中 田 洋 輔	小 川 哲 史	令和7年 1月1日
堀内よしろう後援会事 務所	松 野 数 則	代 表 者	松 野 数 則	上 石 昭 二	令和7年 1月14日
		会 計 責 任 者	松 野 佳 子	松 野 数 則	

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院宮崎県第1選挙区支部	外 山 齋	令和6年12月23日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新生小林市を実現する会	柳 康 美	令和6年11月14日
柳康美後援会	柳 康 美	令和6年11月14日
中別府尚文後援会	永 峰 常 雄	令和6年12月19日
日高とおる後援会	日 高 透	令和6年12月24日
徳の会	徳 重 忠 夫	令和6年12月26日
いいむれまちこと西都未来創造の会	石 野 真 知 子	令和6年12月31日
江藤拓後援会	島 田 松 男	令和6年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 30 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
外 山 齋	いつきの会	令和 6 年 12 月 23 日

雑 報

令和 6 年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により宮崎県知事から委任された令和 6 年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和 7 年 1 月 30 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望 月 達 史

8910006 8910007 8910013 8910027 8910033 8910037
 8910060 8910070 8910083 8910084 8910085 8910091
 8910096 8910097 8910116 8910118 8910136 8910145
 8910149 8910156 8910191 8910192

以上22名